変更した事項
名称　尾道糸崎港松浜東防波堤灯台
位置
所在地　広島県尾道糸崎港（松浜東防波堤外端）
北緯　三四―二三―〇〇
東経　一三三―〇六―四四
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　単閃赤光　毎五秒に一閃光
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで八・二メートル
変更年月日　平成二十七年一月二十七日

名称　河内灯台
位置
所在地　熊本県熊本市（長崎鼻）
北緯　三二―四九―四五
東経　一三〇―三四―四八
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・六メートル　平均水面上から灯火まで二六メートル
変更年月日　平成二十七年一月二十七日

名称　JX日鉱日石石油基地喜入二号シーバース灯
位置
所在地　鹿児島県喜入港（JX日鉱日石石油基地喜入二号シーバース中央）
北緯　三一―二三―四七
東経　一三〇―三三―一七
変更した事項
光度　実効光度二、七〇〇カンデラ
記事　JX日鉱日石石油基地株式会社管理
変更年月日　平成二十七年一月二十八日

名称　JX日鉱日石石油基地喜入三号シーバース灯
位置
所在地　鹿児島県喜入港（JX日鉱日石石油基地喜入三号シーバース中央）
北緯　三一―二三―三五
東経　一三〇―三三―二八

変更した事項
光度　実効光度二、七〇〇カンデラ
記事　JX日鉱日石石油基地株式会社管理
変更年月日　平成二十七年一月二十八日

名称　蔵内港弁天島防波堤灯台
位置
所在地　宮城県気仙沼市（蔵内港弁天島防波堤外端）
北緯　三八―四五―一一
東経　一四一―三一―四九
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで七・八メートル
変更年月日　平成二十七年一月二十九日
記事　一時変更中のところ名称等変更のうえ復旧

名称　蔵内港弁天島防波堤仮設灯台
位置
所在地　宮城県気仙沼市（蔵内港弁天島防波堤外端）
北緯　三八―四五―〇九
東経　一四一―三一―五〇
変更した事項
名称　新門司第一号灯浮標
位置
所在地　新門司防波堤灯台（福岡県北九州市）の北東方約三・五キロメートル
北緯　三三―五三―三八
東経　一三一―〇二―一八
変更した事項
位置　正規位置の二三二度約九二メートル
変更年月日　平成二十七年二月四日
記事　一時変更

名称　志津川港仮設灯浮標
位置
所在地　宮城県志津川港（寺浜灯台の西北西方約七・五キロメートル）
北緯　三八―四〇―一〇
東経　一四一―二七―〇九
変更した事項
光度　実効光度二、七〇〇カンデラ
記事　JX日鉱日石石油基地株式会社管理
変更年月日　平成二十七年一月二十八日

名称　蔵内港弁天島防波堤灯台
位置
所在地　宮城県気仙沼市（蔵内港弁天島防波堤外端）
北緯　三八―四五―〇九
東経　一四一―三一―五〇
変更した事項
光達距離　地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで七・八メートル
変更年月日　平成二十七年一月二十九日
記事　一時変更中のところ名称等変更のうえ復旧

名称　新門司第一号灯浮標
位置
所在地　新門司防波堤灯台（福岡県北九州市）の北東方約三・五キロメートル
北緯　三三―五三―三八
東経　一三一―〇二―一八
変更した事項
位置　正規位置の二三二度約九二メートル
変更年月日　平成二十七年二月四日
記事　一時変更

名称　志津川港仮設灯浮標
位置
所在地　宮城県志津川港（寺浜灯台の西北西方約七・五キロメートル）
北緯　三八―四〇―一〇
東経　一四一―二七―〇九
変更した事項
名称　志津川港大森防波堤灯台
位置
所在地　宮城県志津川港（大森防波堤外端）
北緯　三八―四〇―一二
東経　一四一―二七―〇九
塗色及び構造　赤色　塔形
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで七・六メートル
変更年月日　平成二十七年二月六日
記事　一時変更中のところ名称等変更のうえ復旧

名称　東京湾中ノ瀬西方第二号灯標
位置
所在地　第二海堡灯台（千葉県富津市）の北方約一キロメートル
北緯　三五―二四―二五
東経　一三九―四三―二〇
変更した事項
名称　東京湾中ノ瀬西方第二号仮設灯浮標
塗色及び構造　赤色球形頭標一個付　赤白縦じま塗　やぐら形
明弧　削除
高さ　削除
変更年月日　平成二十七年二月七日
記事　一時変更

名称　音稲府岬灯台
位置
所在地　北海道紋別郡雄武町（音稲府岬）
北緯　四四―三七―二三
東経　一四二―五五―五一
変更した事項
光度　五、六〇〇カンデラ
光達距離　一二・五海里
変更年月日　平成二十七年二月九日

名称　角島港南防波堤灯台
位置
所在地　山口県角島港（南防波堤外端）
北緯　三四―二〇―五〇
東経　一三〇―五一―二四
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで九・二メートル
変更年月日　平成二十七年二月九日

○海上保安庁告示第三十五号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年四月十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　広島港元宇品東防波堤北灯台
位置
所在地　広島県広島港第一区（元宇品東防波堤北端）
北緯　三四―二〇―四八
東経　一三二―二七―五九
廃止年月日　平成二十七年二月十二日

○海上保安庁告示第三十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年四月十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　唐網代鼻灯台
位置
所在地　熊本県上天草市（唐網代鼻）
北緯　三二―二二―三八
東経　一三〇―二一―二〇
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・七メートル　平均水面上から灯火まで三二メートル
変更年月日　平成二十七年二月十日